

ガスに関する主要な供給条件の説明書

お客さまが大多喜ガス株式会社(以下「当社」といいます。)にガス使用のお申し込みをしていただくにあたり、当社がガス事業法に基づき説明し、お客さまにご理解いただきたい主要な供給条件は以下のとおりです。

ガスの供給及び使用に関する契約(以下「ガス使用契約」といいます。)の詳細は、一般ガス供給約款及び各種選択約款(以下「一般ガス供給約款等」といいます。)に定めています。一般ガス供給約款等は、当社又は当社の指定した特約店のサービス窓口等(以下「当社のサービス窓口等」といいます。)のほか、当社ホームページ(<https://www.otakigas.co.jp/>)でもご確認いただけます。

なお、当社はガス事業法において定められている契約締結前及び契約締結後(5. 当社からの契約の変更及び解約の場合を含む)の書面交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、「ガスに関する主要な供給条件の説明書」及び一般ガス供給約款等を当社ホームページに掲載する方法によりこれを提供します。その点についてあらかじめ承諾のうえ、お申し込みください。

1. 個人情報の取扱いについて

契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報は、当社のプライバシーポリシーに従い取扱うとともに、手続きに必要な範囲で、当社、一般ガス導管事業者及びガス小売事業者との間で共同利用いたします。

2. ガス使用のお申し込み及びガス使用契約の成立

- 当社によるガス使用契約を希望される方は、あらかじめ一般ガス供給約款等を承諾のうえ、当社にガス使用のお申し込みをしていただきます。
- お申し込みの受付場所は、当社のサービス窓口等といたします。
- ガス使用契約は、お客さまからのお申し込みを受け、当社が承諾したときに成立します。

3. 使用開始予定日

使用開始予定日は、原則として以下のとおりとなります。なお、使用開始予定日は、決定次第、お知らせいたします。

＜他社からのガス使用契約の切り替えの場合＞

お申し込み後、所定の手続きを完了した後に到来する定例検針日(*)の翌日。

*定例検針日:あらかじめ定めた日に毎月1度検針を行う日。

※当社の他の料金メニューや最終保障供給からの切り替えの場合も同様といたします。

＜引越し(転入)等の場合＞

お客さまのご希望日を基準として、協議することといたします。

4. お客さまからのお申し出によるガス使用契約の変更及び解約

- 契約の変更及び引越し(転出)等に伴う解約については、当社のサービス窓口等までご連絡ください。
- 他のガス小売事業者への切り替えに伴う解約については、家庭用の契約の場合は当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先のガス小売事業者へお申し込みください。なお家庭用以外の契約の場合は当社にもご連絡をお願いいたします。

5. 当社からの契約の変更及び解約

- 当社は、一般ガス供給約款等を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の一般ガス供給約款等によるものとします。その場合には、あらかじめ当社のサービス窓口等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。なお、お客さまは、変更をご承諾いただけない場合は契約を解約することができます。
- ガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、ガス使用契約を解約させていただくことがあります。

6. ガスの使用量の計量やガス料金の計算方法など

- あらかじめ定めた日に毎月1度検針を行います。
- ガス料金は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定した使用量に基づくものとし、基本料金、従量料金の合計といたします。
- 契約いただくガス料金メニュー等は、別紙料金表等をご参照ください。
- 当社は延滞利息制度を採用しております。延滞利息制度は、ガス料金のお支払いが支払期限日(*)以降になされた場合に、その経過日数に応じて1日あたり0.0274%(年率約10%)の率で算定した延滞利息をいただく制度です。なお、支払期限日の翌日から起算して10日以内にお支払いの場合は、延滞利息はいただきません。
*支払期限日: 検針日の翌日から起算して30日目。30日目が休日の場合は翌営業日まで延伸されます。
- ガス料金は、口座振替、クレジットカード払い、払込み等の方法により、支払期限日までにお支払いいただきます。
- 支払義務発生日(検針日等)の翌日から起算して50日(支払義務発生日の翌日から起算して50日目が休日の場合は、その直後の休日でない日)を経過してもなおガス料金又は延滞利息のお支払いがない場合には、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
- 当社はお客さまの使用量などのお知らせを、原則として「ガスご使用量のお知らせ」(検針票)にてお知らせいたします。

7. ガス料金のお支払い方法

- ・ガス料金は、口座振替、クレジットカード払い、払込み等の方法により、毎月お支払いいただきます。

8. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性

- ・当社は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性のガスを供給いたします。
- ・供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は「払出エリアA」*1は12A、「払出エリアB」*2は13Aですので、消費機器はそれぞれ12A、13Aとされている消費機器が適合いたします。「払出エリアC」*3については、お客さまと個別に協議いたします。

※1「払出エリアA」…標準熱量39メガジュールのガスを供給する、一般ガス供給約款（別表第1）に定める地域をいいます。

※2「払出エリアB」…標準熱量45メガジュールのガスを供給する、一般ガス供給約款（別表第1）に定める地域をいいます。

※3「払出エリアC」…「払出エリアA」及び「払出エリアB」以外の、一般ガス供給約款（別表第1）に定める地域をいいます。

○「払出エリアA」

熱量	標準熱量	39メガジュール
	最低熱量	37メガジュール
ガス栓の出口における圧力	最高圧力	2.5キロパスカル
	最低圧力	1.0キロパスカル
燃焼性	ガスグループ	12A

○「払出エリアB」

熱量	標準熱量	45メガジュール
	最低熱量	44メガジュール
ガス栓の出口における圧力	最高圧力	2.5キロパスカル
	最低圧力	1.0キロパスカル
燃焼性	ガスグループ	13A

- ・供給ガスの安全データシート(SDS)は、当社ホームページ(<https://www.otakigas.co.jp/city-gas/business/>)にてご確認ください。



◀ 当社SDS
掲載ページ

9. ガス工事

- ・ガス工事が必要な場合は、別途定める契約条件に基づきお申し込みをさせていただきます。
- ・ガス工事に伴う費用は、上記に基づき、お客さまにご負担いただきます。

10. お客さまの責任及び協力をお願い

- ・ガス使用にあたり、保安等の観点からご承諾いただきたい主な事項は以下のとおりです。

- ①必要な業務のために、お客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所へ立入ること。
- ②ガスの供給及び保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止又は制限すること。
- ③ガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと。
- ④お客さまがガス漏れを感知したときには、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただくこと。
- ⑤内管及びガス栓等、お客さまの資産となる供給施設について、お客さまの責任において管理していただくこと。
- ⑥ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただくこと。

ガス小売事業者



小売登録番号:D0035

大多喜ガス株式会社

住所 茂原市茂原661

お問い合わせ先

【ご家庭のお客さま】

お客さまサポートセンター TEL:0475-24-6151(代表) 受付時間 9:00~17:30(日曜、祝日、当社所定休業日を除きます)

【業務用・工業用のお客さま】

契約管理グループ TEL:0475-27-2772 受付時間 9:00~17:30(土曜、日曜、祝日、当社所定休業日を除きます)